

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条に基づく独立行政法人農業者年金基金が定める手数料等について

(平成15年10月1日制定)

改正 平成17年12月27日

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号、以下「法」という。）第17条第1項から同条第3項の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第41号。以下「令」という。）第13条又は第14条の例により、開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）及び開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の額及び納付方法並びに開示実施手数料の減額又は免除等について次のとおり定める。

1 手数料の額は、次に掲げる額とする。

(1) 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書1件につき300円

(2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、1の(1)の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における1の(2)ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) (1)に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、独立行政法人農業者年金基金の指定する金融機関の口座に振り込んで納付するか又は独立行政法人農業者年金基金の情報公開窓口において現金で納付しなければならない。

4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送に要する費用を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切

手で納付しなければならない。

- 5 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2千円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 6 5の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならない。
- 7 6の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条 第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 8 5の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。